

教育長定例記者会見 会見録

日時：令和5年8月17日（木）14時30分～

場所：教育委員室

発表項目

- ・ 県指定無形民俗文化財「多度大社上げ馬神事」にかかる勧告について
- ・ 県内の工業学科設置校9校が集まる「三重県工業高校生フェア」を開催します

質疑事項

- ・ 県指定無形民俗文化財「多度大社上げ馬神事」にかかる勧告について
- ・ 県内の工業学科設置校9校が集まる「三重県工業高校生フェア」を開催します
- ・ 県立高等学校における器物破損事案等の発生について

発表項目

○ 県指定無形民俗文化財「多度大社上げ馬神事」にかかる勧告について

三重県教育委員会は、県指定無形民俗文化財「多度大社上げ馬神事」について、文化財の保持団体である多度大社に対しまして、神事の改善を促す勧告を行いました。この経緯は皆さんご承知のことと承知をしておりますけれども、本年の「多度大社上げ馬神事」で、馬一頭が足を骨折しまして、その後殺処分されたことにつきまして、去る8月3日に開催されました三重県文化財保護審議会におきまして、神事の改善と調査を行うよう、三重県教育委員会に対して建議がなされました。今回の勧告は、この建議を受けて実施するものであります。勧告の内容ですけれども、資料にありますように3点です。1点目が動物愛護に関するところで、動物の愛護及び管理に関する法律を遵守し、動物愛護の精神に従い、馬を威嚇する行為等を根絶することです。2点目が、安全な行事の実施ということで、「上げ馬神事」の実施にあたっては、人馬ともに怪我等を負うことのないよう、安全な環境の整備と十分な準備の上、徹底した安全管理のもとで行うことです。3点目が、神事全体の管理に関することとございまして、「上げ馬神事」は現在、多度大社が文化財の保持団体となっているが、神事全体の管理が十分に行われているとは認めがたいため、氏子や地域住民等の関係者と協議し、神事の実施主体を明確にするとともに、指定文化財としての今後のあり方について改めて検討することです。なお、この勧告は、本日の教育委員会定例会終了後、県教育委員会職員が多度大社に対して、文書を手交する形で実施いたしました。

○ 県内の工業学科設置校9校が集まる「三重県工業高校生フェア」を開催します

県教育委員会では、県内の工業学科設置校9校が集まる三重県工業高校生フェアを5年ぶりに開催いたします。このフェアは、工業高校における学びの成果を発表するとともに、

工業高校の魅力を広く県民の皆様を紹介することを目的に実施するもので、日時場所はご覧のとおり8月26日土曜日、四日市工業高校でということになります。フェアの内容は大きく2点です。一つは、ものづくり体験で、主に小中学生向けにアウトドア等に活用できる木の椅子づくり、オリジナルストラップづくり、電子オルゴールづくり等のものづくりを工業高校生と一緒に体験していただける内容としています。二つ目は、各校の実習で製作した作品の展示でありまして、不整地を走行するロボット、エンジンの仕組みがわかる模型、LEDの光で文字を表示する電光表示器等の展示を実施しまして、工業高校生がその仕組み等を解説するものとなっております。補足説明があればお願いします。

(高校教育課)

前のモニターをご覧ください。まずものづくり体験の特徴的なものを6つ紹介させていただきます。一つ目、左上のエコストラップですけれども、これは学校で生徒たちが飲んだペットボトル飲料のキャップを集め、色で分別し、細かく裁断したものを原料にしているところがエコになります。アイロンで溶かすことによって、このような色が出てくるということになります。その下のペーパーウェイトですが、桑名市の鋳物産業は県内で有名ですが、それが体験できるものになります。鉄やアルミニウムを溶かすにはかなり高温な熱源が必要ですが、融点の低いスズを使いまして、型に流し込んで、ペーパーウェイトを作ります。一番右下のプラモデルキーホルダーですが、これは自分で描いたデザインをスマートフォンで撮影して、そのデータをレーザー加工機に転送し、プラモデルの部品のようにになっているキーホルダーの型にレーザーで焼きつけて作るものです。その他にもはんだ付けでオルゴールを作ったり、蛍光塗料を混ぜて光る消しゴムを作ったり、木材加工で椅子を作ったりといったものづくり体験ができます。それから、作品展示はこのような作品が展示されています。電光表示機は、LEDを並べ、裏に電気配線を施して、文字を表示するためのプログラミングまで生徒が作っています。不整地走行ロボットは、形状であるとかタイヤの数とか、そういったものを生徒たちが設計し、製作したものになります。今はラジコン型になっていますが、将来的にはセンサー等を取り付けてプログラミングを施すことで、自走できるなど発展していくものになっています。他にも万力や一穴パンチ、ハンコケース等がありますが、これら紹介したものを含めまして、お手元のチラシにある会場内16ヶ所で体験や展示をしております。スタンプラリーも用意しており、受付を通った後、5ヶ所回ると景品がもらえる催しになっていますので、多くの方に来場いただきまして、工業高校の魅力を感じていただければと思っております。

小中学校の皆さんには夏休みの終わりにぜひ参加いただいて、ものづくりの一端に触れていただければと思います。

発表項目に関する質疑

○ 県指定無形民俗文化財「多度大社上げ馬神事」にかかる勧告について

(質) 勧告の内容ですけれども、プレスリリースの内容に書かれたとおりのものになりますかね。そのままですか。

(答) そのままです。今回の教育委員会定例会で意見は出ましたけれども、特に修正はありませんでした。

(質) 基本的にこれは先日の審議会の方で建議された内容とほぼそのままという感じですか。

(答) いいえ、事項の内容は一緒ですけれども、言葉遣いは少し変えているところがありまして、教育委員会の方で、より伝わりやすいようにいくつか文言を変えたところがあります。伝えたい内容は同じです。

(質) 言葉遣いは変えた部分はあるけれども、内容は一緒と。

(答) そうです。

(質) そうすると、どのようなことを検討して勧告することになりましたか、というのを聞くのもあれですけど、建議を踏まえて、教育委員会としてはどんなことを検討されたのか。

(答) 先ほどの教育委員会定例会でもいろいろ意見が出ていまして、馬にとって過酷な状況になっていることは間違いないと。例えば、助走路のところが馬が走るには固いような状況になっているのではないかとか、馬術競技よりも高いところを飛ばしているのはさすがに過酷じゃないかとか、騎手も若い人が乗っているのに、その辺をしっかりと動物愛護の精神に則ってよく考えるべきだというご意見が何人かから出ました。さらに、これまで勧告を受けているのに、改善されていない、今後の見極めをしっかりとすべきだというご意見も出ておりました。それから、このままではまずいと、社会の考え方に合っていない部分もあるので、しっかり改善をして欲しい。改善がなければ、今後についてもしっかりと検討する必要があるという意見も出ておりました。あと、関係者には色々こだわりがあるだろうけれども、今の考え方にしっかりと見合うように、改善していかなければならないだろうということ、基本的に元々あった原案でいいだろうという結論になったところがございます。基本的には、今のままのやり方では、社会の考え方には沿っていないだろうと。しっかりと改善を図るべきだというご意見でした。

(質) それで教育長ですけれども、ご自身としては今回勧告を出されたわけですが、その多度大社にどのような対応を取ってもらいたいという思いはいかがですか。

(答) 民俗文化財も含めて文化というものが時を超えて綿々と受け継がれていくためには、その時代の考え方や世相に応じて柔軟に形を変えていく必要があるだろうと思っています。ダーウィンが言っていますけれども、生き残っていくものというのは、最も賢いものでも最も強いものでもなく、変化できるものだとか確か言っていると思うのですが、民俗文化財も同じことが言えるのではないかと思います。700年の間、受け継がれてきたとされるものなので、おそらく「上げ馬神事」の営みには、そもそもこういう

柔軟性というものが内包されていると思います。既に改善の意向が先方からは示されていると聞いておりますので、しっかりとその方針に沿って善処いただければと思っていますところでは。

(質) ちなみにこれはもう既に提出されたということですがけれども、勧告は。どのような方がどのような方にどこでお渡しになったのか。

(答) 多度大社の方に、我々の職員が詰めておりまして、もし何か教育委員会で訂正があれば、すぐにその場で修正してということで段取りを組んでおりまして、修正がありませんでしたので、その場で手渡したところでは。多度大社の権宮司の方に、社会教育・文化財保護課の副参事が渡させていただきました。本日、多度大社の宮司の方が所用のため、受け取っていただくことができませんでしたので、それに次ぐ方ということで、権宮司の方にお渡しさせていただいております。

(質) 助言という形も選択肢としてあると思うのですがけれども、今回、助言ではなく勧告という形を取った理由を教えてくださいませんか。

(答) そもそも、文化財保護審議会から建議という形でいただいておりますので、かつての平成23年1月に、建議をいただいた際に、勧告の形で実施しておりますし、これだけ社会から意見をいただいておりますので、しっかりと改善していただきたいということで、平成23年1月同様に勧告という形にさせていただきました。

(質) 勧告をされるのは平成23年に続いて2回目ということではよろしいでしょうか。

(答) 2回目です。

(質) 勧告の上はあるのですか。これで改善されなかったらどうなるのでしょうか。

(答) 勧告より上はないです。

(答 社会教育・文化財保護課) 助言または勧告をすることができる条項でなっております。

(質) 一番厳しい対応ということか。

(答 社会教育・文化財保護課) そうです。

(答) 最後は「取り消す」もあるといえはありますけれども、それはちょっと次元の違う話だと思います。

(質) これを受けて、何日までに何か出してくださいとか、そういうスケジュール的なものはありますか。

(答) 今のところ、特に文書的には示していませんけれども、8月末に先方から方針みたいなものをいただく運びになっています。

(答 社会教育・文化財保護課) 我々と桑名市と多度大社、それから御厨総代会が会合で話し合った中で、8月下旬をめどに改善方針を回答するとお話しいただいております。我々と言いますのは、教育委員会と動物愛護を掌る食品安全課、我々に対してという形です。

(質) 改善勧告は2回目だということなのですけど、今日の教育委員会で指定を取り消せと

いうぐらいの強い意見というのはありましたでしょうか。

(答) 取り消せというような意見は特にはございませんでしたが、改善が今後も図られないようなことになったら、しっかりそのあとの検討が必要だという意見は一部ありました。

(質) それは指定の取り消しも考えろということか。

(答) そこまでは言及されていません。今後どうやって是正に努めていくのかということをしっかり検討していかないといけないという趣旨だと思います。

(質) 勧告の内容の中の3で最後の方に、指定文化財としての今後のあり方について改めて検討すること、とあるのはどういう意味か。

(答) 今回3番目の事項を加えている趣旨は、神事を奉納する側の御厨総代会、それから奉納される側の多度大社、両方あるのですけれども、これまでいろんな勧告とか助言なりをしてきたにもかかわらず、今回のような、改善が行き届いていないような事例もあるので、その一つの原因としては、どこが取り仕切るのかという全体のマネジメントができていなかったのではないかとこのところがあって、それをしっかりと考えて、今後全体として管理できるように、マネジメントをしっかりして欲しい、そういう意味でございます。

(質) それは分かるのですけれども、次にある、指定文化財としての今後のあり方について改めて検討するというこの意味は。

(答 社会教育・文化財保護課) 大変具体的になるのですけれども、例えば自主的な改善を行っていくということで、多度大社であったり、実施主体である御厨総代会が申し立てまして、例えば壁の高さであるとか、斜度であるとか、そういったことも含めて検討していくということです。

(質) それは勧告の2ではないのか。

(答 社会教育・文化財保護課) それも含めてなのですけれども、責任主体をはっきりさせて、今の保持団体が多度大社となっておりますけど、それも含めて、2つがひつついた形での新たな保持団体のあり方を探るとかいうことを、この前の建議のありました保護審議会等でも意見がなされているところです。

(答) 全体を締める言葉として使っています。

(質) この勧告の内容が1から3とあるのですけれども、どれが特にこう強く勧告するみたいなことはあるのですか。

(答) 特に強くというのは、どれも重要ですので、今社会からいろいろ意見を頂戴していますのは1番と2番だと思いますので、この1番と2番をしっかりと伝えて、それをこれからもきちんと継続していただくために、3について勧告しているという形になるかと思います。

(質) ちなみに教育委員会の委員さんの中でどれを特に重く受け止めていたというのは、話し合いではどうだったのですか。

(答) どれが重いというような意見交換にはなっていなかったのですが、委員さんからいただいた意見はやはり、馬にとって過酷な状況になっているという意見が多かったですので、1番に関する意見が多かったかもしれません。

(質) 過酷なというのはあくまでも馬にとって過酷なことですか。

(答) そうですね。あと人にとっても、今のところ怪我をしたとかいう話は出ていないけれども、人にとっても危険には変わりないので、そこもしっかりと注意を払うようにという意見が出ておりました。

(質) 馬にとって過酷な状況であるからこそ、乗っている人にとってもリスクがあるということですか。

(答) そうです。

(質) 実施主体のところなのですが、具体的に、例えば実行委員会形式にすべきだとかそういう具体的なことは示されてはいないでしょうか。

(答) 特にこちらから、どういう形にしてくださいとは言っていません。基本的に先方で適当なものと考えていただけるのだと思っています。

(質) 今後、どうするかというのは8月末のところでもう示されるということですか。それよりもっと先でしょうか。

(答 社会教育・文化財保護課) 8月下旬に先ほどの改善方針が示されるとともに、審議会のときの会見でもお話しがあったかもしれませんが、来年の神事をしっかり確認、それから調査するように、そういった建議も出ていますので、そちらでもしっかり確認、調査をしていきたいと思っております。

(質) 8月末に回答が示されるということでしたけれども、これは審議会を開いてその場ということですか。

(答 社会教育・文化財保護課) 審議会とはまた別に、自主的にその改善方針を示すということですか。

(質) それは多度大社が。

(答 社会教育・文化財保護課) 多度大社と御厨総代会が。

(質) あと勧告なのですが、そうそうあることではないと思うのですが、近年では平成23年くらい。

(答) 平成23年1月以来、今回が2回目です。それ以前の記録はないと思います。

(質) 確認なのですが、勧告は県文化財保護条例の33条に基づきでよろしいですか。

(答 社会教育・文化財保護課) はい。

(質) 「上げ馬神事」に対する勧告は2回目ということなのですが、他に県内の文化財でありますか。

(答) ないです。ちなみに勧告は2回目ですが、助言という形が過去に平成23年7月と24年でしたか。勧告、助言、助言ときて、10年の時を経て、また勧告にという感じになります。

- (質) 1 発目が勧告だったということですか。全部上げ馬で。
- (答) そうです。
- (質) 平成 23 年 7 月と 24 年の助言というのは何に関する助言ですか。
- (答) ほとんど同じ項目ですね。
- (答 社会教育・文化財保護課) そうです。勧告を受けまして、その地域におかれまして、改善は認められたのですけれども、一部に馬の不適切な取り扱いがあったということで、助言をしております。同じく 24 年も同じ内容で、改善は認められているのですけれども、まだ残っていたために助言をしております。
- (質) そうすると、今回の勧告でいうと 1 番みたいな、愛護の精神に則って虐待しないようにとかそういうような。
- (答) はい。
- (質) 24 年は何月でしたか。
- (答) 24 年 7 月です。
- (質) 23 年 7 月と 24 年 7 月。
- (答) そうです。
- (質) 今お話があったように、この 10 年ほどで何度も助言や勧告が繰り返されているということで、他の文化財では勧告等が出ていない中で、この上げ馬が何度も繰り返すという事態になってきたということ、教育長としてはどのように考えていますか。
- (答) 当事者の方は全く改善をしていないわけではなくて、いろんな改善もされてきています。最初の勧告の時は青少年の健全育成という項目も入っていて、未成年の方が飲酒しているみたいなことが認められたので、それも勧告の中に入っていたのですけれども、そのあたりはきっちりと改善されていますし、馬の扱いなんかに関してもしっかりと考えていただいた部分もあるのですけれども、時折、今年のような案件が見受けられたのでという状況です。全く改善がされていないわけではないので、しっかりと今後、社会の動物愛護の精神が高まってきていることも踏まえて、さらにしっかりと改善して欲しいということになるかと思えます。
- (質) あくまで勧告には法的拘束力は特にないという理解で誤りないでしょうか。
- (答) そうです。
- (質) 教育委員会さんとしては、今後、今日勧告を出されましたけれども、8 月末に向こうから改善の方針が示されるということで、その動向を注視していくというような形になるのですね。
- (答) そうですね。その方針を示していただいて、さらには当然、来年の実施の時には、我々も見に行かせていただいて、しっかりと改善がされているかどうか確認させていただいて、その上でさらにどういうふうに対処していくのかを検討することになるかと思えます。
- (質) 福永さんも行くのですか。

- (答) いや、それは基本的には。
- (質) 職員の方が行くのですか。
- (答) そうです。
- (質) ご自身は行かれたことありますか。
- (答) ないです。
- (質) 行かれるご意向は、今のところは。
- (答) 今のところは、持っていません。
- (質) そもそもで申し訳ないのですけども、これ、批判が動物虐待ということだったので、教育委員会としても虐待だったと捉えてらっしゃる。
- (答) そこは、我々も虐待かどうかを判定する部署ではありませんので、何とも申し上げにくいという答えになります。

○ 県内の工業学科設置校9校が集まる「三重県工業高校生フェア」を開催します

- (質) 5年振りで何回目ですかね。
- (答) 3回目です。
- (質) 3回目。コロナで開いてなかったか。
- (答 高校教育課) コロナと台風が1回。
- (答) 令和元年度の台風で中止になっていまして、令和2年から4年はコロナで見送りになっています。
- (質) これを開く背景には志望者数の減少とかがあるのでしょうか。
- (答) 工業高校の情報発信というところが、非常に重要な目的でございますし、小中学生と高校生の異年齢交流もできて、ものづくりの精神も伝えることができますので、そういうところが基本的な目的でございます。

その他の項目に関する質疑

○ 県立高等学校における器物破損事案等の発生について

- (質) 高等学校での器物損壊ですか。不法侵入と思われるのですけれども、その事情背景とか、何かこう、特定、どういった原因なのかであったりとか、経緯、何か情報が入っていますか。
- (答) 原因とかそういうことに関しては、情報が入っていません。前回の事件との関連とか特に見つかっていませんので、その辺は申し上げることはないのですけれども、こう頻繁に起こることに関しては、しっかりと対策を練っていかねばならないとは思っています。学校は敷地が広いのですので、完全に防御することは難しいのですけれども、しっかりと方策は考えていく必要があると思っていまして。絶対に死守しなければならないのは、個人情報とか危険物とか貴重品が保管されている場所でございます。それ以外の場所は防犯上の課題も踏まえながら、ドアや窓等の対策を講じて、貴

重品を置かないといった対応も徹底して管理していくというのが現実的な判断ではないかと思っています。その機械警備にしてないところの管理の仕方については、例えば一つのドアに鍵を二つ以上付けるとか、窓に防犯フィルムを貼るとか、センサー付きのライトを付けるとか、砂利石を敷くなどして歩くと音が鳴るようにするとか、そういう対策は講じることができますし、さっき申し上げましたけども、部屋の中に貴重品を置かないようにソフト対策をしっかり徹底するというのがありますので、そうした防犯上の対策はしっかりと検討していきたいし、各校にも周知していきたいと思っています。

以上、15時00分終了